公　　告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年11月25日

収支等命令者
佐賀県出納局総務事務センター長　　平川　一男

1　競争入札に付する事項

（1）契約の名称　　佐賀県公用車任意保険契約

（2）保険申込人　　佐賀県

（3）契約期間　　令和9年1月1日午後4時から令和10年1月1日午後4時まで

（4）対象車両、対象車両運転者及び保険内容　　入札条件書のとおり

2　入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

（1）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）　保険業法（平成7年法律第 105 号）又は農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）、その他の法律に基づき、損害保険業の免許又は自動車共済事業の承認、認可等を受けている者であり、佐賀県内に営業所等及び事故処理に関するサービスセンターを有する者であること。

（3）　格付け機関4社（S＆Pグローバル・レーティング・ジャパン、ムーディーズ・ジャパン、格付投資情報センター及び日本格付研究所）のうち1社以上からA以上の格付けを受けている者であること。

または、ソルベンシーマージン比率が200%以上であること。

（4）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（5）　開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

（6）　佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

（7）　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイから

キまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3　入札手続き等に関する事項

（1）担当課

郵便番号：840-8570

住所：佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当

電話：（0952）25-7194

e-mail：soumujimu@pref.saga.lg.jp

（2）入札説明書の交付期間及び交付方法

ア　交付期間

本公告日から令和8年12月15日（火曜日）　17時

イ　交付方法

佐賀県ホームページ（https://www.pref.saga.lg.jp/）に掲載します。

（3）条件付一般競争入札参加資格の確認

ア　入札に参加しようとする者は、イの提出期限までに、別に定める条件付一般競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、上記（1）の担当課まで持参又は郵送（提出期限必着）し、条件付一般競争入札参加資格の確認を受けてください。

イ　提出期限　令和8年12月1日（火曜日）　17時

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ　条件付一般競争入札参加資格の確認結果は、令和8年12月9日（水曜日）までに通知します。

（4）入札参加資格の喪失

入札参加資格者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札参加の資格を失うものとします。

ア　入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ　佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

エ　その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

（5）入札及び開札の日時場所

ア　日時　　令和8年12月15日（火曜日）　11時

イ　場所　　佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
　　佐賀県庁新館3階　32号会議室

ウ　入札方法　　入札者の直接持参による入札

（6）入札保証金

ア　入札書の提出期限までに、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付してください。

イ　入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア)国債又は地方債
　　額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

（イ）日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債
　　額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ)銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権
　　債権証書に記載された金額

(エ)銀行又は確実と認められる金融機関の保証
　　その保証する金額

ウ　上記2「入札参加資格」に掲げる要件のすべてを満たす者で、次の各号に該当する場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア)県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

（イ）国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同

種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

（7）開札に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

（8）落札者の決定方法

ア　入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ　落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者がある時は、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

ウ　第１回目の開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札（第１回目を含め2回を限度）を行います。

（9）入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者、及び次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア　参加する資格のない者

イ　当該入札について不正行為を行った者

ウ　入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ　入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ　入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ　入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取消すことが認められるものを提出した者

ク　１人で2以上の入札をした者

ケ　代理人でその資格のない者

コ　前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（10）入札の撤回

入札参加者はその提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

（11）入札又は開札の中止・延期

次のいずれかに該当する場合は入札を中止又は延期します。この場合における損

害は入札参加者の負担とします。

ア　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

（12）落札の決定の取り消し

契約締結するまでに、保険業法又は農業協同組合法、その他の法律に基づき損害保険業の免許又は認可若しくは届出、自動車共済事業の承認又は許認可等を受けていなかったことなど関係法令に抵触することが判明したとき、金融庁より処分又は指導を受けたとき、総務事務センターに提出する書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、落札決定を取り消すことがあります。

4　その他

（1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（2）契約書作成の要否

要（保険証書）

（3）契約保証金

ア　契約締結の際に契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ　契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、3の（6）イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ　上記2「入札参加資格」に掲げる要件のすべてを満たす者で、次の各号に該当する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

（ア）県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

（ｲ）国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

（4）詳細は入札説明書を参照してください。